

国総建第146号
平成22年9月30日

〔民間建築発注者団体 宛〕

国土交通省建設流通政策審議官

建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より貴団体宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴団体におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに同標準約款の実施について適切に対応されますよう、会員企業に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

※ 別添省略